

装技振第13411号
令和5年7月31日

長官官房各装備官
長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官 殿
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各 部 長
施設等機関の長

防衛技監
(公印省略)

研究論文等部外発表事務処理要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、令和5年8月1日から適用することとしたので通知する。

添付書類：別紙

研究論文等部外発表事務処理要領

(趣旨)

第1条 この研究論文等部外発表事務処理要領（以下「要領」という。）は、防衛装備庁の研究開発活動について、国民の理解と関心を深め、成果を普及させるとともに、部外の学識経験者と議論を行うこと等により技術的妥当性を検証するため、職員等が研究論文等を部外へ発表する場合の事務処理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 研究論文等 職員の職務に関連する技術研究開発についての知識及び技術を内容とした著作物をいう。
- (2) 部外 学会、協会、工業会、出版社、報道機関等の法人又は団体をいう。

(部外発表の承認)

第3条 職員は、研究論文等を部外へ発表しようとするときは、あらかじめ防衛技監の承認を得なければならない。

(承認の申請)

第4条 職員は、前条の承認を得ようとするときは、技術戦略部長が別に定める申請書（以下「申請書」という。）に所要事項を記載し、発表しようとする研究論文等の原稿又は要旨等を添えて、順序を経て内部部局にあっては部長又は長官官房装備官、施設等機関にあっては研究所長又は試験場長（以下「部長等」という。）に提出するものとする。

(審査及び上申)

第5条 部長等は、前条により提出された申請書及び研究論文等について次の事項に関して検討及び審査するものとする。

- (1) 秘密の保全に関すること。
- (2) 職務発明に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第46号）第17条に基づく秘密の保持に関すること。
- (3) 技術的水準の妥当性に関すること。
- (4) 装備品等の研究開発に関する訓令（平成27年防衛省訓令第37号）に基づく技術研究開発の諸計画等との関連における支障の有無に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部外へ発表することが適当でないと認められる事項に関すること。

- 2 部長等は、前項により部外へ発表することが適当であると認められるものについては承認希望日の原則 3 週間前までに防衛技監（技術戦略部長気付）に上申するものとする。

（照会及び通知）

第 6 条 技術戦略部長は、前条第 2 項の上申があった際に必要がある場合は、他の関係する部長等に照会するものとする。

- 2 技術戦略部長は、前条第 2 項の上申に対し防衛技監が承認又は不承認を決定したときは、速やかに当該上申をした部長等へその旨を通知するものとする。

（発表した研究論文等の提出及び保管等）

第 7 条 部外発表についての承認を受けた職員は、発表後速やかに、発表した研究論文等を技術戦略部技術振興官へ提出するものとする。

- 2 発表した研究論文等の保管及び統計等に必要な事務は、技術戦略部技術振興官が行う。

（部外発表に関する所管除外規定）

第 8 条 国内部外機関との技術協力及び技術交流並びに国際協力及び国際交流において発表及び提供される資料については、この要領の規定は適用しない。

（委任規定）

第 9 条 この要領で定めるもののほか、細部に関する事項は、技術戦略部長の定めるところによる。

（経過措置）

第 10 条 令和 5 年 7 月 31 日までになされた、職員等が研究論文等を部外へ発表する場合の事務処理について（装技振第 28 号。27. 10. 1）別紙第 4 条第 1 項に基づく承認の申請及び第 5 条第 2 項に基づく上申については、令和 5 年 8 月 1 日以後も、なおその効力を有するものとする。